

# 公益社団法人東京労働基準協会連合会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人東京労働基準協会連合会(以下当法人という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。  
2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、労働基準法及び関係法令の普及、一般労働条件確保・改善、労働災害防止、健康保持増進を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 労働基準法及び関係法令の普及、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進を図るための事業  
(2) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与及び教育の事業  
(3) 施設、設備機器の貸与に関する事業  
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は次の二種とし、会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。  
(1) 会 員 東京労働局管内の各地区労働基準関係団体、法人及びその団体並びに個人であって次条の規定により、当法人の会員となった者  
(2) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

### 第 3 章 入会及び退会

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは資格を喪失する。

- (1) 死亡又は解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 総会員が同意したとき

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第 4 章 会 費

(会費)

第9条 会員は、理事会が定める会費を納入しなければならない。  
ただし、名誉会員はこの限りではない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

### 第 5 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5名以上20名以内
- (2) 監 事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、10名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、当法人の職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副会長及び専務理事は、分担して理事会が定めた業務を執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会報告しなければならない。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

6 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事及び監事の再任は妨げない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第11条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第15条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第16条 理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除)

第 17 条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与の委嘱)

第 18 条 会長は、理事会の承認を得て顧問及び参与を委嘱することができる。  
2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

## 第 6 章 総 会

(構成)

第 19 条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第 20 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。  
2 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。  
3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の招集及び議長)

第 21 条 総会は、理事会の決議により、会長が招集する。  
2 会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会の招集には、会長は、総会の日々の 2 週間前までに、会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。  
4 総会の議長は、会長とする。

(総会の権限)

第 22 条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 理事及び監事の報酬等の額  
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認  
(5) 定款の変更  
(6) 解散及び残余財産の処分  
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められ

## た事項

### (総会の決議)

第 23 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

2 総会の決議は、総会員数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行なわなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

### (総会の書面評決等)

第 24 条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

2 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の適用については、その会員は、総会に出席したものとみなす。

### (議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこの議事録に記名押印するものとする。

## 第 7 章 理 事 会

### (構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(理事会の招集及び議長)

第 27 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により、その理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 5 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事は、この議事録に記名押印する。

(理事会の権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に提出する議案の検討
- (2) 当法人の業務執行に関し、会長が必要と認めたこと
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長

が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（貸借対照表及び損益計算書については 10 年）据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 34 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 35 条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 当定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 40 条 当法人の公告方法は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する。

## 第 11 章 雑 則

(委任)

第 41 条 当定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 当定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 当法人の最初の会長は、羽矢惇とする。